

完成年度末の教員年齢構成

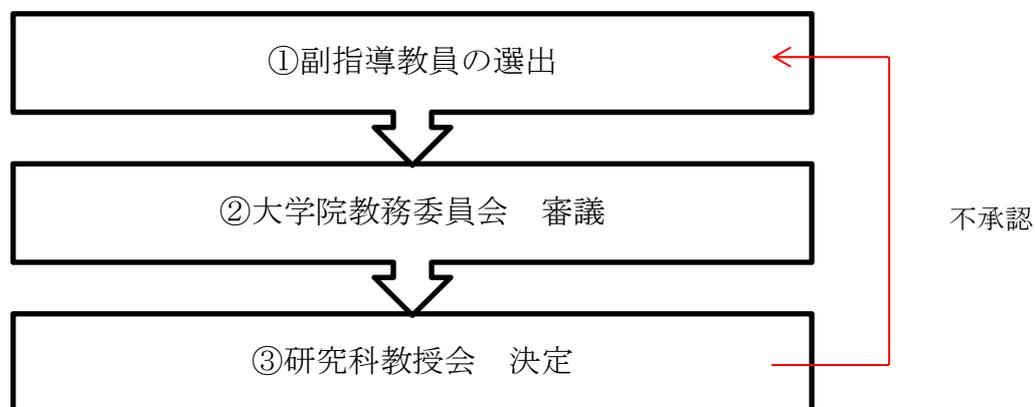
(平成29年度末)

年 齢	教 員 数 (人)
66	1
65	
64	2
63	2
62	2
61	1
60	3
59	
58	3
57	3
56	2
55	1
54	1
53	1
52	1
51	1
50	2
49	1
48	
47	2
46	1
45	
44	1
計	31

博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

時期		学生	指導教員	研究科教授会		
1 年次	前期	4月	入学 研究分野及び指導教員の希望	指導教員の決定	研究課題の決定	
		5月	博士論文特別研究	研究計画の指導		
		6月	共通科目	履修指導・研究課題の決定	副指導教員の決定	
		7月	共通科目	履修指導・研究指導		
		8月	研究計画の立案	研究計画の指導		
	後期	9月	専門科目	・セミナー(研究の進捗確認、文献抄読等)		
		10月	博士論文特別研究 演習科目	副指導教員による指導	指導教員以外の他領域の教員による研究指導	
		11月	特別研究発表会(研究計画発表)	研究計画発表の指導	特別研究発表会の開催	
		12月	・予備実験、調査等			
		1月	研究倫理審査申請	研究倫理審査申請	研究倫理委員会	
		2月	研究の遂行	研究指導	研究承認	
		3月			単位認定、状況確認	
		2 年次	前期	4月	博士論文特別研究	
	5月			研究の遂行	研究計画の進行状況確認	研究計画の進行状況確認
	6月			・データ収集、解析	・データ解析指導	
7月				・実験、調査等指導		
8月	論文作成			論文作成指導		
後期	9月		・研究の中間発表準備			
	10月		博士論文特別研究	副指導教員による指導	指導教員以外の他領域の教員による研究指導	
			学会発表の準備	学会発表指導		
	11月		特別研究発表会(研究中間発表)	研究中間発表の指導	研究中間発表会の開催	
	12月		・学会発表の登録 ・実験、調査、分析	・資料、データ整理、図表作成等 ・論文構成の指導		
	1月		研究の遂行	研究計画の進行状況確認	研究計画の進行状況確認	
	2月		・追加実験、調査、分析 ・論文のまとめ	・全体構成 ・資料、データ整理、図表作成等		
	3月		学術誌へ論文投稿	論文投稿指導	単位認定、状況確認	
3 年次	前期		4月	博士論文特別研究	論文の校正	
			5月			
		6月	学会発表			
		7月				
		8月	論文作成	論文作成指導		
	後期	9月	博士論文特別研究	研究指導		
		10月				
		11月	博士論文作成	論文指導		
		12月				
		1月	博士論文の提出	博士論文審査会申請	論文審査員(主査、副査)の決定	
		2月			博士論文審査会の開催(公開)	
					博士論文審査結果の通知	
		3月	修了(学位記の交付)		研究科教授会による合否判定 修了の認定(学位の授与)	

大学院博士後期課程 副指導教員選出手続き



- ① 指導教員は、博士後期課程の学生の研究計画を参考に、指導教員が所属している専修領域と異なる専修領域に所属する教員 1 名以上を含む、院生の研究に示唆を与えることのできる副指導教員 2 名を指名し、大学院教務委員会へ諮る。
- ② 大学院教務委員会は指導教員が指名した副指導教員の研究業績と院生の研究内容を照らし合わせ、研究指導体制を審査する。その結果、妥当性があれば院生の氏名と研究計画と研究指導体制（指導教員 1 名、副指導教員 2 名）について、大学院教授会に諮る。
- ③ 大学院教授会は教務委員会より提案された院生の研究指導体制について審議し、これを決定する。
ただし、研究科教授会で不承認された場合は、指導教員は、再度 副指導教員を選出し大学院教務委員会へ提出し、審議を受ける。

履修モデル一覧

ア 看護学領域から進学した院生の場合

- (1) 想定院生：博士前期課程の看護学専修から進学した看護師または保健師
- (2) 修了後の進路：次世代育成支援に関する第一線の専門看護師または保健師。健康科学領域で埼玉県民の健康長寿を支援する実践家、場合によっては研究者として就業。
- (3) 履修モデル

①共通科目	IPW システム開発論（必修）	2 単位	24 単位
	長寿健康福祉論	2 単位	
	精神保健支援論	2 単位	
②専門科目	次世代育成看護論	2 単位	
	リハビリテーション症候障害論	2 単位	
③演習科目	次世代育成看護演習	4 単位	
④研究科目	博士論文特別研究	10 単位	

イ リハビリテーション学領域から進学した院生の場合

- (1) 想定院生：リハビリテーション学の修士号を取得した理学療法士の大学院生
- (2) 修了後の進路：関節障害運動療法に関する高度な理学療法研究能力を有した高等教育機関の教員。健康科学領域で高等教育に従事できる教育者、場合によって研究者として就業。
- (3) 履修モデル

①共通科目	IPW システム開発論（必修）	2 単位	24 単位
	加齢神経運動機能論	2 単位	
	長寿健康福祉論	2 単位	
②専門科目	運動機能再建論	2 単位	
	環境看護論	2 単位	
③演習科目	運動機能再建演習	4 単位	
④研究科目	博士論文特別研究	10 単位	

ウ 健康福祉科学領域から進学した院生の場合

- (1) 想定院生：健康福祉科学領域で修士号を取得した大学院生
- (2) 修了後の進路：地域住民の健康行動を支援する実践者並びに埼玉県健康長寿プロジェクトを推進するプロジェクトリーダーとして行政職、教育職並びに研究職に就職。
- (3) 履修モデル

①共通科目	IPW システム開発論（必修）	2 単位	24 単位
	健康科学研究特論	2 単位	
	社会的排除とソーシャルワーク	2 単位	
②専門科目	健康長寿論	2 単位	
	行動神経機能論	2 単位	
③演習科目	健康長寿演習	4 単位	
④研究科目	博士論文特別研究	10 単位	

埼玉県立大学大学院学位規程（改正案）

平成 2 2 年 4 月 1 日

規程 第 1 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 2 2 年規則第 1 号）第 8 1 条第 2 項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科（以下「本学大学院」という。）において授与する学位は、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本学大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(専修分野の付記)

第 4 条 前条第 1 項の規定により授与する学位には、次の表のとおり専修分野の名称を付記する。

専修の名称	学位の名称	英語表記
看護学専修	修士（看護学）	Master of Nursing
リハビリテーション学専修	修士（リハビリテーション学）	Master of Rehabilitation Science
健康福祉科学専修	修士（健康福祉科学）	Master of Health Science and Social Work

2 前条第 2 項の規定により授与する学位に、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

学位の名称 博士（健康科学）

英語表記 Doctor of Philosophy in Health Sciences

(学位の名称)

第 5 条 本学大学院の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「埼玉県立大学大学院」と付記するものとする。

(学位論文の提出要件)

第 6 条 修士の学位論文を提出することのできる者は、予定した修業年限の最終年度の者であり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の終了までに所定の単位を取得することができる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 博士の学位論文を提出することのできる者は、次の号のいずれかに該当し、かつ、本大学院教務委員会に論文提出資格を認められた者とする。

一 予定した修業年限の最終年度の者であり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の終了までに所定の単位を取得することができる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者

二 本大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、必要な指導を受けて退学（満期退学）した者で、学位申請を前提として当該課程に再入学を許可された者（満期退学後 3 年以内で、通算在籍期間が 6 年未満の条件を満たしていること）

3 前 2 項の研究指導には、研究指導教員の資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）が当たるものとする。

(学位論文)

第 7 条 主論文は 1 編とし、研究科長に提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 提出した学位論文は、返納しない。

(学位論文の審査)

第 8 条 修士の学位論文の審査は、研究科教授会で決定した主査 1 名及び副査 1 名で行う。

2 博士の学位論文の審査は、研究科教授会で決定した主査 1 名及び副査 2 名以上で行う。

3 主査及び副査は、当該学生の研究指導を担当する教員以外の研究指導教員をもって充てる。

(最終試験)

第 9 条 主査及び副査は、前条の審査を行うとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験を公開にて口頭試問により行う。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第10条 主査は第8条及び第9条の審査の結果を研究科教授会に報告する。

2 研究科教授会は、前項の報告及び当該学生の単位取得状況により、可否を審議決定する。

3 前項の決定には、研究科教授会構成員(長期出張中および休職中のものを除く。)の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(合格者の報告)

第11条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から20日以内に、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士前期課程の修了者には、「修了証書・学位記(様式第1号)」を、博士後期課程の修了者には、「修了証書・学位記(様式第2号)」交付して所定の学位を授与する。

(学位授与の報告)

第13条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文審査要旨の公表)

第14条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用によって公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に、公表されているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、本学大学院の協力を得て、インターネットを利用して行うものとし、第1項の規定により公表する場合は、当該博士論文に「埼玉県立大学審査学位論文(博士)」と、また前項の規定により公表する場合は、当該博士論文の要旨に、「埼玉県立大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 本学大学院において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科教授会の議を経て、学位を取り消し、修了証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(その他)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

修了証書・学位記

氏 名
年 月 日生

本学大学院保健医療福祉学研究科 保健医療福祉学専攻〇〇専修所定の課程を修めて本学大学院を修了したことを認め、修士（〇〇）の学位を授与する。

年 月 日（和暦）

埼玉県立大学長 氏 名 印

第 号

様式第2号（第12条関係）

修了証書・学位記

氏 名
年 月 日生

本学大学院保健医療福祉学研究科 保健医療福祉学専攻所定の課程を修めて本学大学院を修了したことを認め、博士（健康科学）の学位を授与する。

年 月 日（和暦）

埼玉県立大学長 氏 名 印

第 号

（趣旨）

第 1 条 この要項は、埼玉県立大学大学院学位規程第 17 条の規定に基づき、学位の審査に必要な事項を定めるものとする。

（申請資格）

第 2 条 学位申請ができる者は、埼玉県立大学大学院学位規程第 6 条第 2 項の者のうち、査読制度のある、国際学術雑誌あるいは日本学術会議協力学術団体の発行する学術刊行物、もしくは本大学院研究科教授会（以下「教授会」という。）がこれに準ずると認定した学術刊行物に掲載された学術論文を筆頭著者として有している者とする。

2 前項の資格審査は、本大学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）が行う。

（申請手続）

第 3 条 学位申請をする者（以下「申請者」という。）は、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- 一 学位申請書
- 二 博士論文
- 三 論文目録
- 四 論文の要旨
- 五 履歴書
- 六 研究業績書
- 七 参考論文（任意）

2 研究科長は、申請者より学位申請の申し出があったとき、これを教授会において発議し、審議する。

（博士論文審査会）

第 4 条 前条第 2 項の発議を受けて、次の手順により主査及び副査を審査員とする博士論文審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 教務委員会は、委員による協議により審査員候補者を定める。
- (2) 審査員候補者には、申請者の指導教員の属する領域以外の領域の教員を 1 人以上含まなければならない。
- (3) 教務委員会は、申請者の調書及び審査員候補者一覧を作成し、教授会に提出する。
- (4) 教授会は、審査員候補者一覧に基づき審査員を決定する。
- (5) 教務委員会は、必要に応じて、学外の教員等を審査員として推薦することができる。
- (6) 学外の者を審査員とする場合、その者の審査員としての適否は、教授会において審議する。

2 審査会の任務は、次のとおりとする。

- 一 学位論文の審査
- 二 審査会報告書の作成

3 審査会は、学位論文の審査に必要があるときは、申請者に学位論文に関する資料を提出させ、または必要事項についての説明を求めることができる。

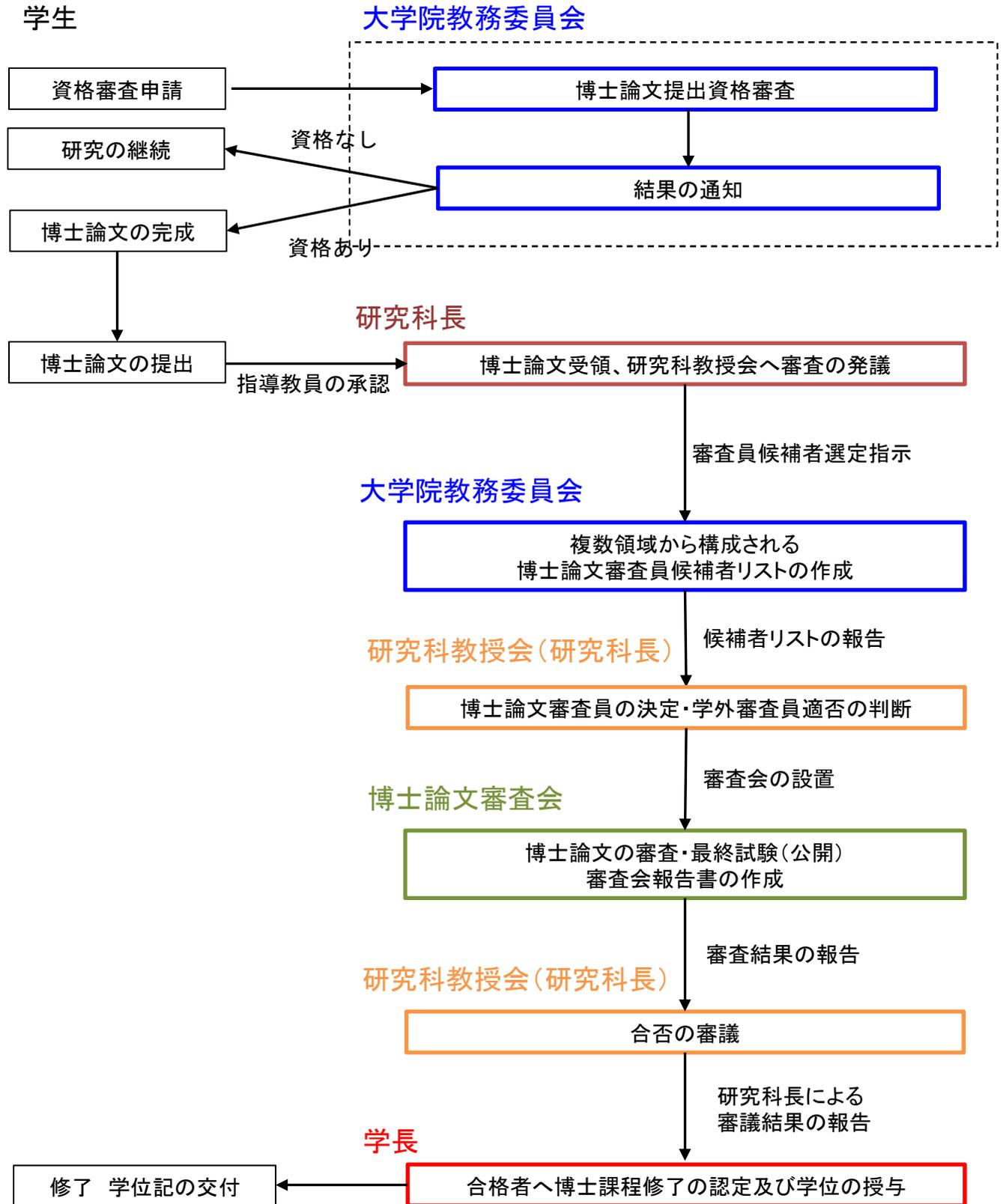
4 審査会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、審査結果について審査会報告書を作成し、教授会に報告する。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

博士論文審査申請から学位授与までの手順



埼玉県立大学研究倫理審査要綱

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「本学」という。）の研究者が人を対象として行う医学、生物学及び関連諸科学のすべての研究（以下「研究等」という。）に対して、ヘルシンキ宣言（1964年採択）、臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示第225号）及び疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）（以下「指針等」という。）の趣旨に沿って、医学的、倫理的、社会的観点からの妥当性を審議するために、埼玉県立大学倫理委員会規程（平成22年規程第81号）（以下「規程」という。）第17条に基づき、倫理委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 規程第 1 0 条に定める倫理審査申請書は様式第 1 号のとおりとする。

(簡易審査)

第 3 条 規程第 9 条第 2 項に定める簡易な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研究計画の軽微な変更や緊急の場合
- 二 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を、分担研究機関として実施しようとする研究計画

(審議不要)

第 4 条 申請された研究計画が次のいずれかに該当する場合は、倫理委員会への審議を要しない。

- 一 倫理委員会に属する者その他のうちから倫理委員会があらかじめ指名する者が、当該研究計画が次に掲げるすべての要件を満たしており、倫理委員会の審議を必要としないと判断した場合
 - ア 他の機関において既に連結可能匿名化された情報を収集するもの、無記名調査を行うものその他の個人情報を取り扱わないものであること。
 - イ 観察研究であって、人体への負荷又は介入を伴わないものであること。
 - ウ 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないものであること。
- 二 データの安全管理措置、守秘義務の事項についての規定を含む契約に基づき、データの集積、又は統計処理のみを受託する研究計画

(結果通知)

第 5 条 規程第 1 1 条に定める審査結果通知書は様式第 2 号のとおりとする。

(審査結果)

第 6 条 審査結果は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 「承認」

研究倫理上の問題はない。
- 二 「条件付承認」

大きな研究倫理上の問題はないが、部分的に修正が必要である。この場合、申請者は修正した書類及び修正箇所を明記した変更点リストを委員長に提出することにより、委員長の修正確認後、「承認」を得られる。
- 三 「再申請」

研究倫理上の問題があり、研究計画の修正が必要である。この場合、「承認」を得たい申請者は次回の倫理委員会に再申請することができる。
- 四 「不承認」

研究倫理上の問題が極めて大きく、研究計画の抜本的な見直しをする必要がある。

五 「非該当」

倫理審査の対象とならない研究。

(研究等の変更)

第7条 規程第12条に定める変更申請書は様式第3号のとおりとする。

第2章 その他

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、倫理審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

倫 理 審 査 申 請 書

平成 年 月 日提出

埼玉県立大学 倫理委員会委員長 様

申 請 者
 学 科 等
 職 名
 氏 名
 学科長等氏名

印
 印

* 受付番号 号

1	課 題 名
2	研究等実施責任者 学科等 (研究等実施指導者) 職 名 氏 名
3	研究等実施分担者 学科等 職 名 氏 名
4	研究等の概要（詳細は別紙に記入・教員の研究の場合は研究資金の調達方法を記入のこと）
5	研究等の対象（人数・選定基準と選定方法）、期間及び実施場所
6	研究等における倫理的・社会的配慮（(1)は必ず記入のこと） (1) 研究等の対象者の人権の擁護 ① 研究等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮 ② 研究等の対象者の理解と同意を得る方法（必要に応じて同意の撤回） ③ データの取り扱い（情報の保護・入手・保管・破棄） (2) 本研究の保健医療福祉上の貢献 (3) その他
7	成果の公表予定
8	利益相反の有無（規程第3条第3項の対象となる活動を行っているか）

注意事項 1 研究等の実施計画書の写しを添付すること。
 2 *印は記入しないこと。

審 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

申 請 者

様

埼玉県立大学 倫理委員会
委員長 印

受付番号（通知番号） 号
課 題 名

先に申請のあった上記研究等課題について、平成 年 月 日開催の委員会で審査し、下記のとおり判定したので通知します。

記

判定結果	承認	条件付承認	再申請	不承認	非該当
理由又は 勧告事項					

倫理審査変更申請書

平成 年 月 日提出

埼玉県立大学 倫理委員会委員長 様

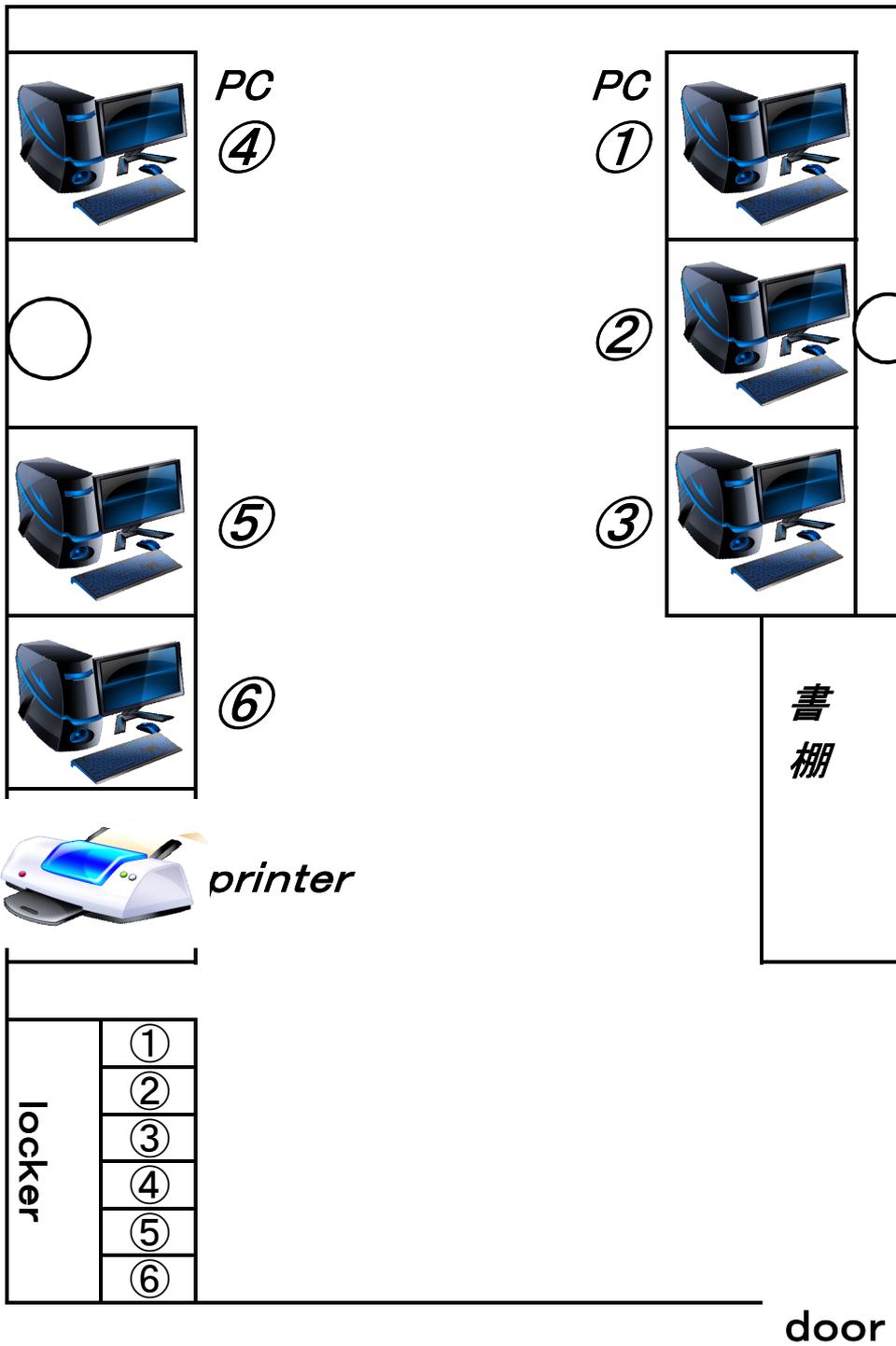
申請者
 学科等
 職名
 氏名
 学科長等氏名
 印
 印

* 受付番号 号（通知番号 号）

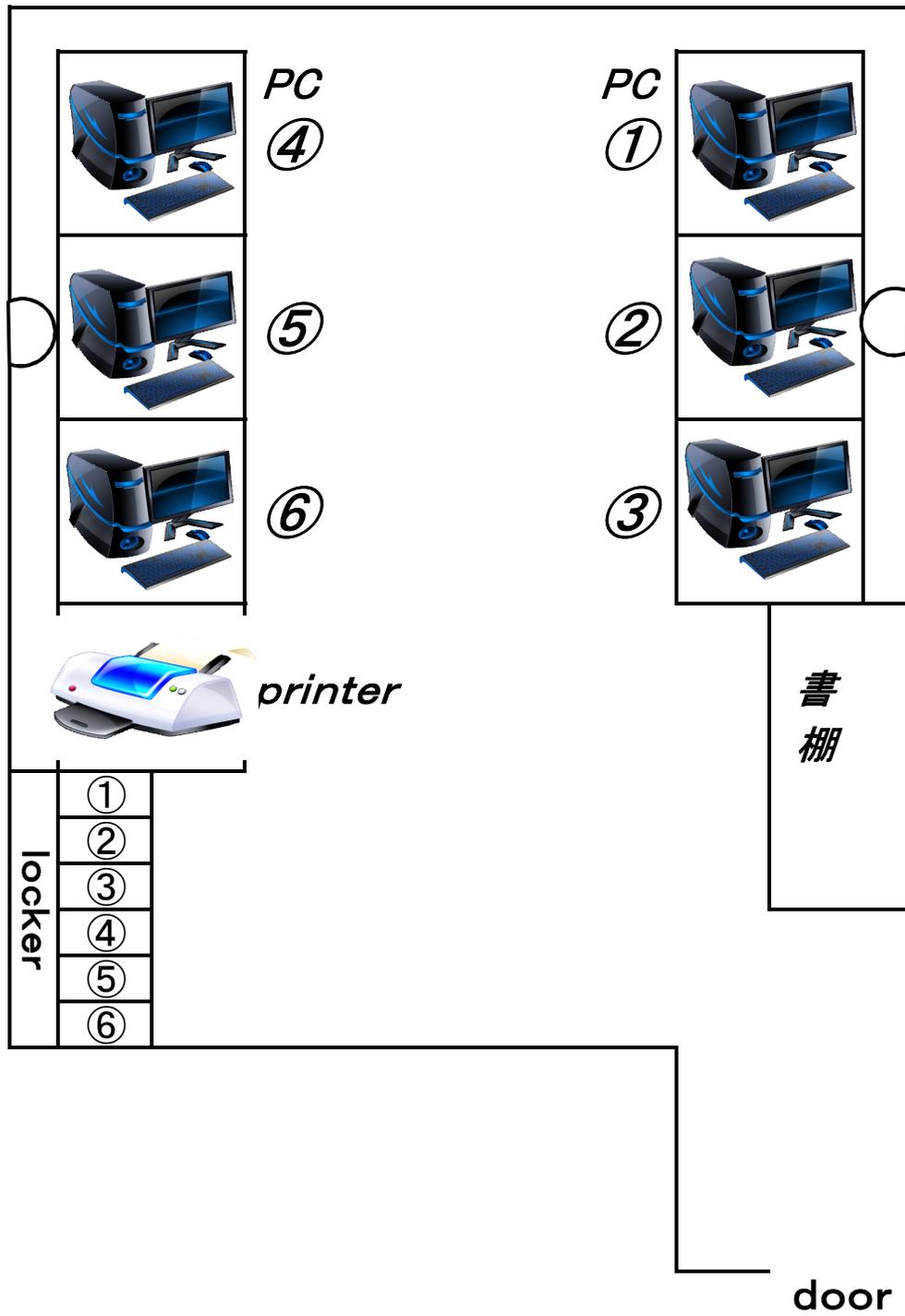
1 当初申請の課題名		
2 変更する理由		
3 変更内容	新	旧
(1)研究等実施責任者 (研究等実施指導者)	学科等 職名 氏名 印	学科等 職名 氏名 印
(2)研究等実施分担者	学科等 職名 氏名	学科等 職名 氏名
(3)研究等の概要 (詳細は別紙に記入のこと)		
(4)研究等の対象（人数・選定基準と選定方法）、期間及び実施場所		
(5)研究等における倫理的・社会的配慮（①は必須）		
① 対象者の人権の擁護		
ア 研究等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮		
イ 研究等の対象者の理解と同意を得る方法（必要に応じて同意の撤回）		
ウ データの取り扱い（情報の保護・入手・保管・破棄）		
② その他		
(6)成果の公表予定		
(7)利益相反の有無 (規程第3条第3項の対象)		

注意事項 変更の項目のみ記入のこと

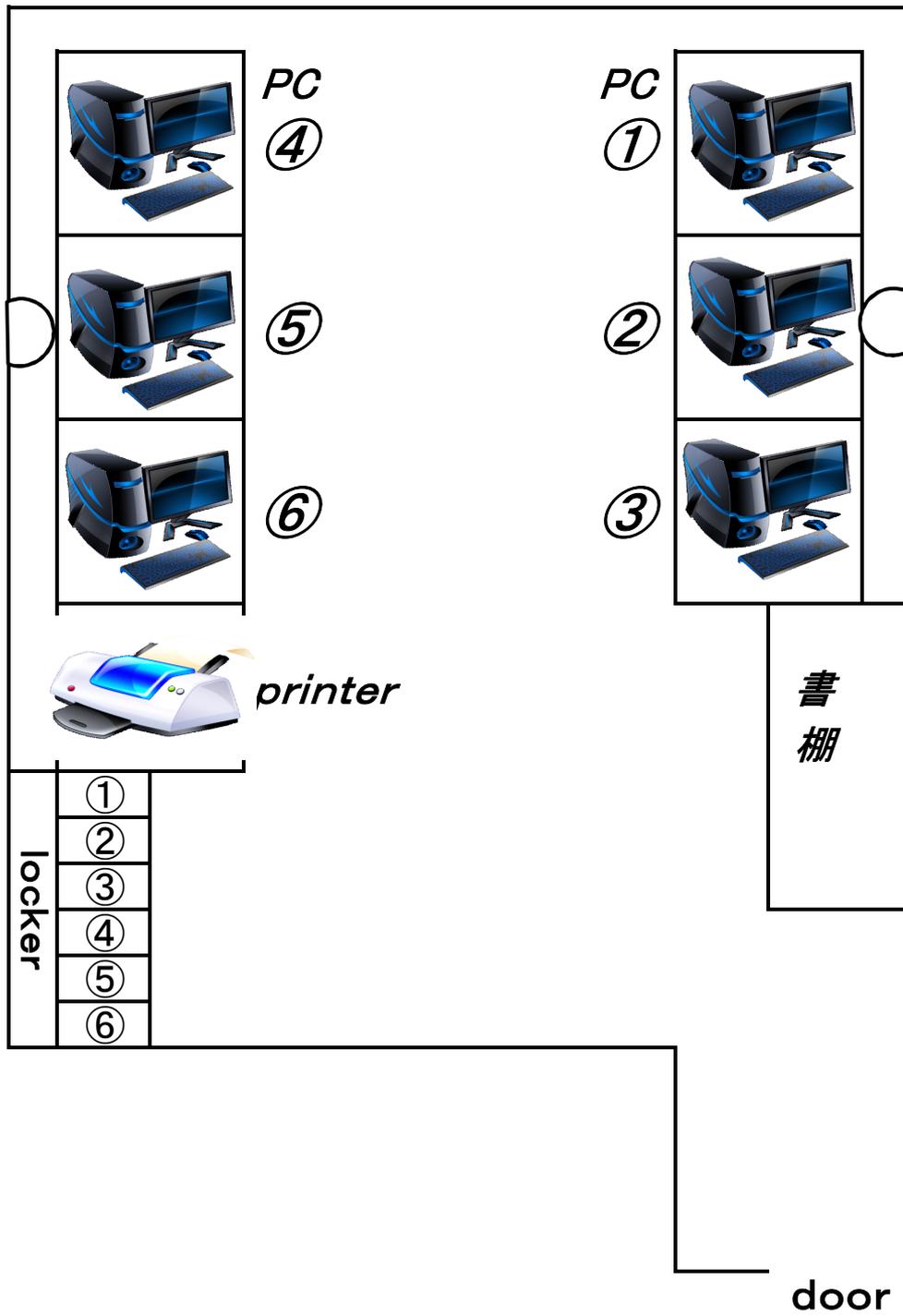
研究室451



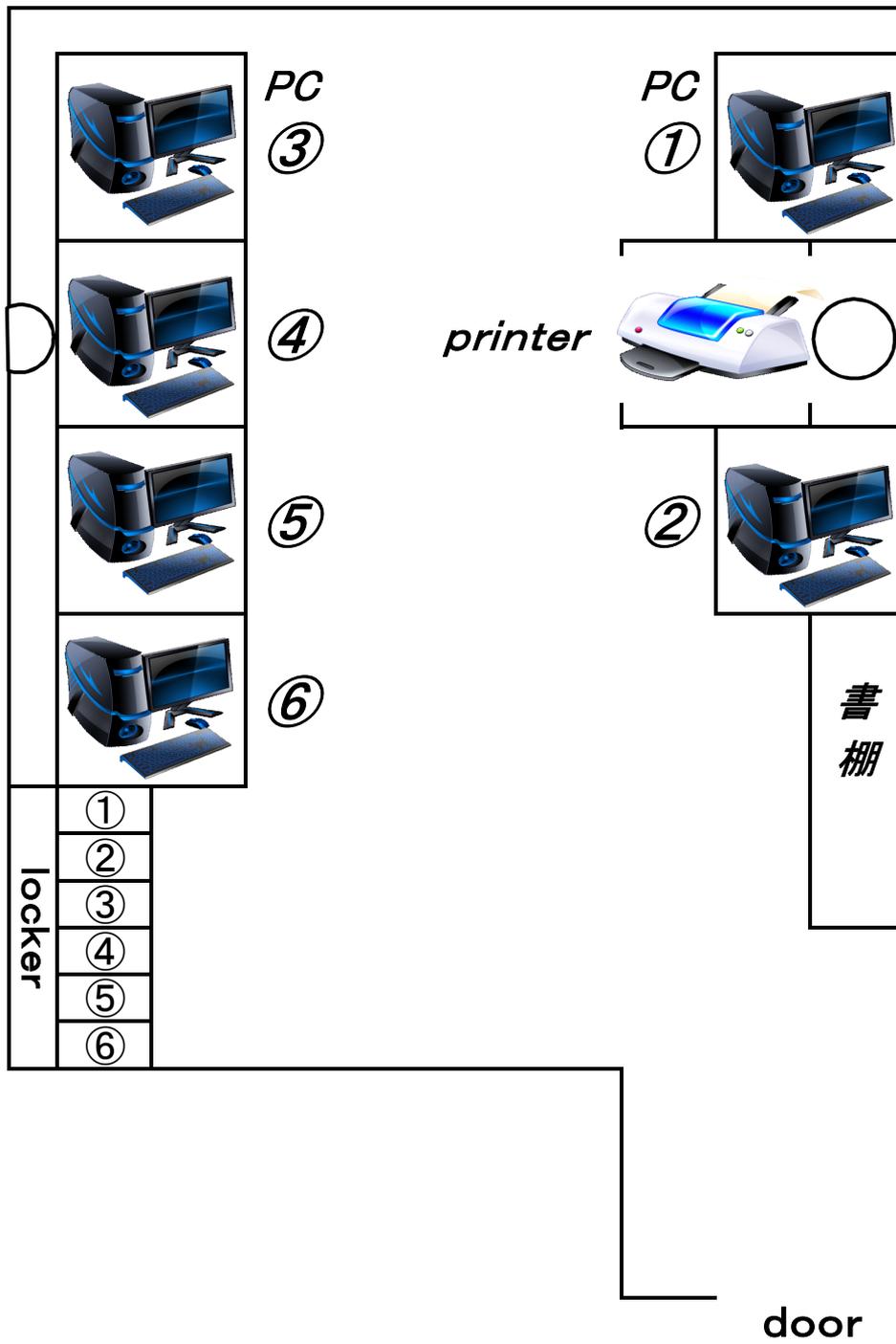
研究室452



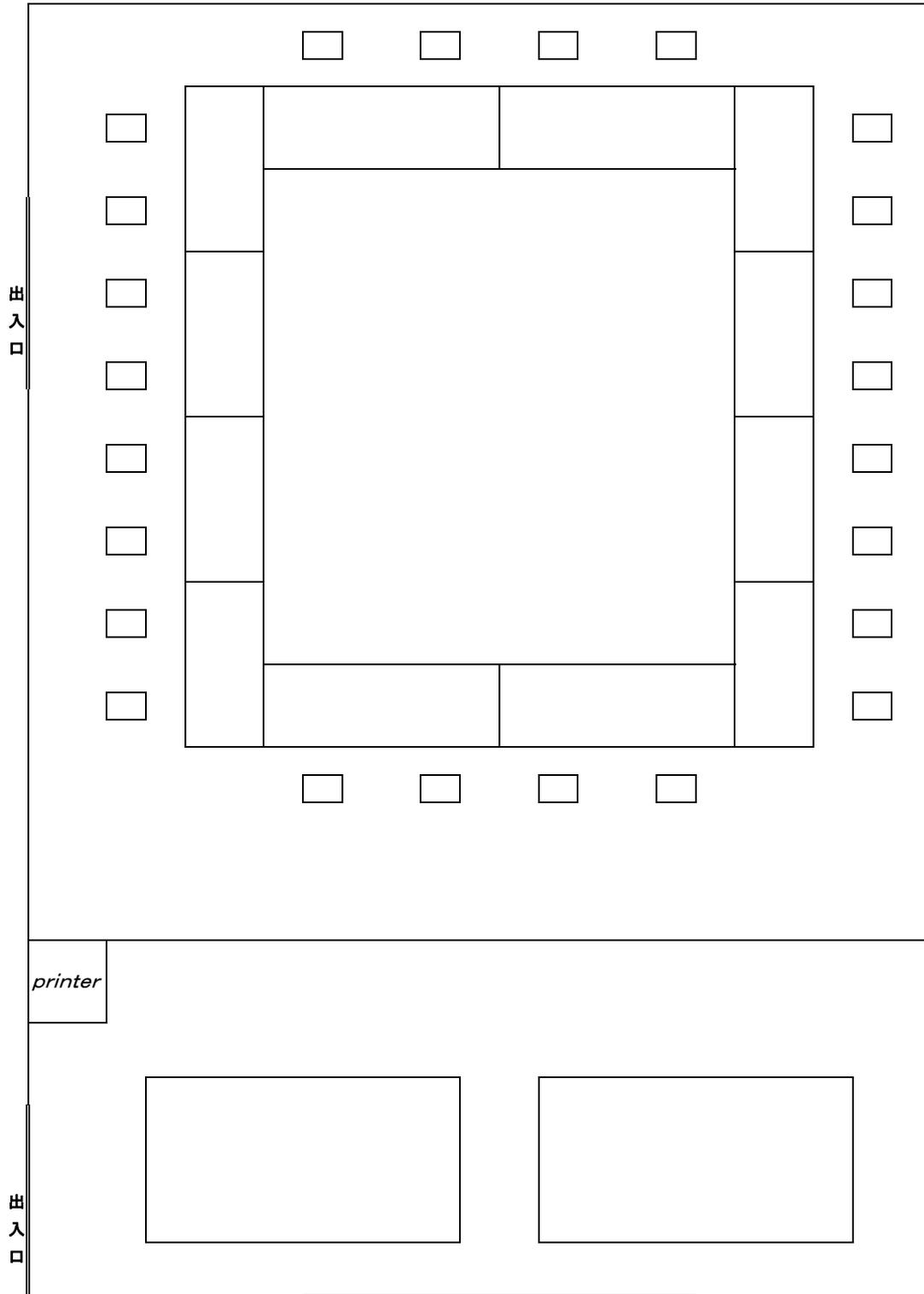
研究室453



研究室454



研修室205・206



履修モデルー通常3年間と延長5年間の例

資料26

(共通科目4単位、専門科目4単位、演習科目4単位、研究科目10単位、計22単位) 本文51ページ

